

仕様書

建設局南部土木みどり事務所

(担当 森山、相倉 電話 075-691-3158)

件名	園路修繕（豊田公園）
履行期間	契約の日の翌日 から 令和8年3月13日まで
履行場所	豊田公園（京都市南区西九条豊田町 地内）
契約条件	<p>1 目的 園路上にある根株が躡き転倒の障害物となっている状態であるため、公園における利用者の安全対策として園路修繕を行うものである。</p> <p>2 業務範囲及び業務内容 箇所図、現状写真、参考図のとおり</p> <ul style="list-style-type: none">根株撤去：2本（根株撤去の際、砂場壁の一部に影響が出ることを想定している。）根株及び砂場壁（コンクリート）の撤去処分含む。山砂補充及び砂場壁（コンクリート）の復旧含む。 ※根株を撤去した箇所は、施工後に沈下しないよう山砂を補充し、ランマー等により十分締固めを行うこと。 ※園路は、山砂舗装とし、必要分の山砂を補充すること。 ※山砂舗装の表層10cmはグラウンド用山砂（5mmふるい）のものとすること。 ※砂場壁の復旧は、参考図をもとに施工すること。 ※事前に建設局南部土木みどり事務所職員と施工時期、施行範囲及び施工方法について、打合せのうえ、業務にあたるものとする。 ※業務終了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 <p>3 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none">業務に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。作業に際しては、公園利用者等の安全確保及び近隣住民等に十分配慮すること。作業中の安全管理は、受注者の責任において行うこと。本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合は別途協議する。 <p>4 支払条件 業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p>

以上

注 本仕様について不明な点がある場合は、担当者の指示に従ってください。

箇所図

135.743736,34.975687

135.744745,34.975687



135.743736,34.974653

1 / 500

135.744745,34.974653

根株①

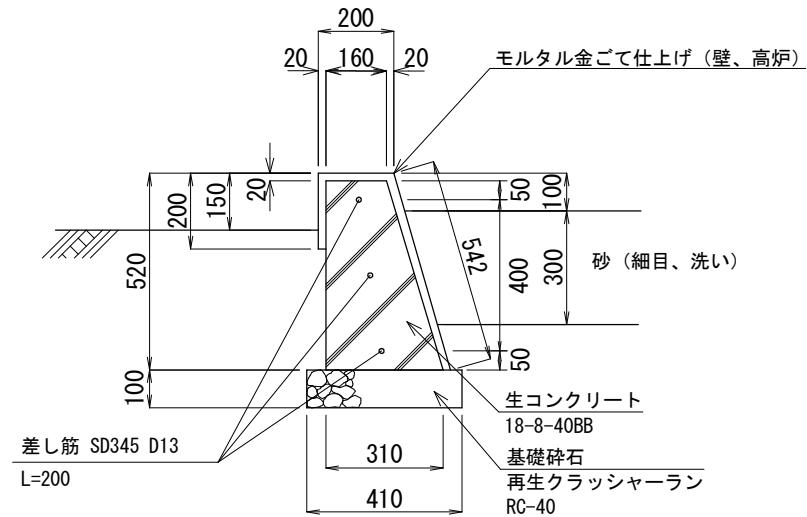


根株②



参考図

砂場壁断面図 S=1/20



○上図は、本市の標準的な構造図であることから、形状及び大きさは、現地に合わせること。